**細則３：組織と役割**

規約第9条第9項の規定による役員の役割は次のとおりとする。

１　会長は、他の役員と緊密な話し合いのうえ、全体の融和を図りながら次の役割を担うものとする。

（ア）　日名条自治会内の各種要望・苦情（道路修繕・防犯灯・放置自転車・危険個所など）を集約し、高屋西小学校区住民自治協議会、東広島市担当課へ連絡・申請・報告する。

（イ）　学校関係行事（子育て推進協議会・ＰＴＡ活動特に資源回収や清掃活動）に協力する。又子どもが犯罪や事故に遭わないよう関係機関と連携を図る。

（ウ）　警察、消防団と協力し、防犯・防災の意識を啓発する。

（エ）　市の広報などの文書を各班長に配布し、また回覧版を準備する。

（オ）　区域内に居住する自治会の非加入世帯（アパート・マンションなど）への広報を配布すると同時に、自治会加入の働きかけを行なう。

（カ）　高屋西小学校区住民自治協議会の部会に参加し、その活動に協力する。又その情報を日名条自治会へ報告する。

（キ）　高屋西小学校区住民自治協議会における各部会の事業活動には、必要に応じて副会長　又は他の会員の協力を得ることができる。

（ク）　高屋西小学校区住民自治協議会における事業活動に協力する際、従来の日名条自治会の会務を圧迫する恐れのある事業、あるいは本会活動に支障を来たす恐れのある事業に関しては、その協力に対して慎重に対応しなければならない。

（ケ）　本会規約第５条（４）に定める自主防災会の会長は、本会会長が兼務する。

２　副会長は、本会の会務のうち特に次の役割を協力して行なうこととする。

　（ア）　地域環境の整備としての市の道路河川維持管理作業（６月・９月・１２月）の申請、実施の統括及び報告を行なう。又この作業を各班の協力を得て行なうものとする。

　（イ）　「粗大ゴミ」収集作業の実施を各班の協力を得て行なう。

（ウ）　高屋西小学校区住民自治協議会における各部会の各事業活動には、会長の補佐として協力する。

３　班長は、本会会務のうち次の役割を担う。

（ア）　班長は、班をまとめ、班を代表して会務を遂行する。

（イ）　会長から配送された市の広報などの文書を各戸へ配布し、又回覧版の伝送を行なう。

（ウ）　会費の集金を行ない、それをまとめて期日までに会計委員に納入する。

（エ）　班の構成員に自治会の情報を周知するように心がけ、また班内に各種の要望苦情があればそれを会長に報告し、また課題の解決に協力する。

４　会計委員は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。又総会においては、会計報告を行なう。

５　監事は、会計及び資産の状況並びに業務執行状況を監査し、総会において監査報告を行なう。

６　壮青年会部長は、壮青年会を統括し、特に次の役割を担う。

（ア）　「貴船神社の祭」、「とんど」など地域振興事業を壮青年会とともに担当し、本会会務に協力する。

（イ）　壮青年会協力班の協力を得ながら地域振興事業を行なう。

７　壮青年会協力班は、壮青年会が行なう前項の活動及び地域振興事業に協力する。

８　青少年育成部部長は、青少年育成部をまとめ又青少年育成部を代表し、特に次の役割を担う。

（ア）　高屋西小学校のＰＴＡ特に地域長、地域推進委員を中心として、高屋西小学校区住民自治協議会が行なう「区民スポーツ大会」に協力する。

（イ）　青少年育成部とともに日名条地域の「亥の子祭」を計画・実行し、地域の児童の健全育成に寄与する。

９　書記は、総会及び役員会の議事を記録する。また、ホームページの作成・運営等により本会の広報活動を行う。

附則

　　この細則３は、平成２５年４月１日から施行する。

　　この細則３は一部改定し、平成２７年４月５日から施行する。

　　この細則３は一部改定し、平成３１年４月１４日から施行する。

　　この細則３は一部改定し、令和２年４月１２日から施行する**。**

**この細則３は一部改定し、令和３年４月１８日から施行する。**